長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成29年3月7日

長与町長 吉 田 愼 一

## 提案理由

地方公務員法の改正に伴い、人事評価制度に基づく国家公務員と同様の昇給運営をおこなうため、所要の改正をおこなうもの。

長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長与町職員の給与に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。 第4条第4項中「により職員」の次に「(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下、 この項において同じ。)を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第5項を次のように改 める。

5 5 5歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその 者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給 数は、その勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。